

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
ユナイテッド・アーバン投資法人  
代表者名  
執行役員 朝谷 健民  
(コード番号：8960)

資産運用会社名  
丸紅リートアドバイザーズ株式会社  
代表者名  
代表取締役 社長執行役員 馬舩 純一  
問合せ先  
常務取締役 執行役員 上菌 秀一  
チーフ・フィナンシャル・オフィサー  
TEL. 03-5402-3680

(開示事項の経過) 資産運用会社の親会社（特定関係法人）及び  
主要株主の異動に関するお知らせ  
(スポンサー関係者に係る資産運用会社内規の一部改定)

ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である丸紅リートアドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、親会社（特定関係法人）及び主要株主の異動（予定）によるスポンサー関係者の範囲の整理・見直しを行い、本日、その内規である「スポンサー関係者との取引に関するインベストメント委員会内規」の一部を下記のとおり改定すること（以下「本改定」といいます。）を決定しましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 改定理由

2025年2月28日付「(開示事項の経過) 資産運用会社の親会社（特定関係法人）及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、本年7月1日を効力発生予定日として、本資産運用会社の親会社及び主要株主が、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）から、丸紅と第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命HD」といいます。）がそれぞれ50%を出資するJV会社（本日現在商号未定。JV会社及びその傘下企業をあわせて以下「本JV会社等」といいます。）へ変更となる予定です。（以下「本事業統合」といいます。）(注)

これに伴い、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び「金融商品取引法」に規定される「利害関係人等」の対象は、本JV会社等に変更となる予定です。

丸紅及びそのグループ企業（但し、本JV会社の傘下企業を除く。以下「丸紅グループ」といいます。）及び第一生命HD及びそのグループ企業（但し、本JV会社の傘下企業を除く。以下「第一生命HDグループ」といいます。）は、利害関係人等に該当しないこととなりますが、本投資法人の資産運用に当たっては、丸紅グループからの多様なスポンサーサポートを継続的に受けることに変更はなく、新たに本JV会社によるサポート体制が構築されるとともに、第一生命HDグループおよび本JV会社の傘下企業との協業の機会が増えることが期待されます。

一方で、スポンサー企業との取引は利益相反取引となる可能性があるため、適切な管理体制の構築と運用が求められます。本資産運用会社は、スポンサー企業との利益相反取引を適切に管理してきた従来の管理体制を、今後も厳格かつ適切に維持・運営するため、利害関係人等である本JV会社等のほか、丸紅グループ及び第一生命HDグループについても「スポンサー関係者」として定義するものです。

(注) 本事業統合の詳細については、2025年2月28日付「(開示事項の経過) 資産運用会社の親会社（特定関係法人）及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://www.united-reit.co.jp/file/news-b9f9a64be0fde5a4d3a0abc797ec822b784d55ea.pdf>

## 2. 改定内容及び改定予定日

「スポンサー関係者との取引に関するインベストメント委員会内規」の改定内容は以下のとおりです。  
 (改定予定日：2025年7月1日。但し、本改定は本事業統合が実現することを条件としています。)

改定前	改定後
(スポンサー関係者の範囲) 「スポンサー関係者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。  i) 投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項に定める当社の利害関係人等 ii) 当社の株主 iii) 当社への役員又は職員の派遣を行っている法人 iv) ii) 及びiii) に掲げる者が直接的に又は間接的に過半数の議決権を保有する法人 v) i) からiv) までに掲げる者が資産の運用を受託している又は出資を行っている特別目的会社	(スポンサー関係者の範囲) 「スポンサー関係者」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。  i) 当社の利害関係人等 <u>(投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項に定めるものをいう)</u> ii) 当社の株主を関連会社等 <u>(金融商品取引法施行令第15条の16に定めるものをいう)</u> とする法人 iii) 当社への役員又は職員の派遣を行っている法人 iv) ii) 及びiii) に掲げる者の子会社等 <u>(金融商品取引法施行令第15条の16に定めるものをいう)</u> v) i) からiv) までに掲げる者が資産の運用を受託している又は出資を行っている特別目的会社 <u>(合同会社、株式会社、特定目的会社及び投資法人等を含むが、これらに限られない。)</u>

## 3. その他

本改定による本投資法人の業績への影響はありません。

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.united-reit.co.jp>